

東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドライン

制定：令和7年3月24日

施行：令和7年4月 1日

(目的)

第1条 本ガイドラインは、町内における太陽光発電施設を新設、増設、改修等を行う事業者に対し、災害の防止や環境及び景観の保全並びに町民の安全と安心を確保するため、事業者が配慮すべき事項を示し、地域住民等との合意形成に基づく事業者による自主的で適正な太陽光発電施設の設置及び管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備（土地に自立して設置するものに限る。）及び附属する設備をいう。
- (2) 太陽光発電施設事業 太陽光発電施設の設置を行う事業（関連する立木及び竹木の伐採、盛土、切土等の土地造成を含む。）及び太陽光発電施設による発電その他の維持管理を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電施設事業を行う、又は行おうとする個人、法人その他の団体をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設事業を行うための一団の土地（当該土地と一体として使用されていると認められる土地を含む。）の区域をいう。
- (5) 地域住民等 次のアからウまでに掲げる場合に依じ、事業区域の境界からの水平距離がそれぞれアからウまでに定める範囲内に居住する者、事業区域に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び事業区域を含む自治会等（自治会、区その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。）の代表者をいう。
 - ア 事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル
 - イ 事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が50キロワット以上の場合 （ウに掲げる場合を除く。）300メートル
 - ウ 太陽光発電施設事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合 1キロメートル

(適用範囲)

第3条 本ガイドラインの規定は、事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電施設事業に適用する。

(東庄町の責務)

第4条 東庄町は、本ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 東庄町は、事業者が関連法令等を遵守するよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関連法令等及び本ガイドラインを遵守し、災害防止、環境及び景観の保全、その他町民の安全及び安心に十分配慮するとともに、地域住民等及び関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理を実施し、事故の発生を防止するための適切な安全対策を講じ、事故が発生した場合は速やかに対応するための十分な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域住民等や関係者から苦情等があった場合、理解を得るよう誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電施設事業を廃止し、施設が不要となったときは速やかに撤去し、適切に処理するとともに、災害防止、環境及び景観の保全、並びに町民の安全及び安心を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、太陽光発電施設事業を行おうとする場合、当該時事業の着手日の60日前までに事前協議書(様式第1号)と以下の書類を町長に提出し、協議するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 地域住民等説明会報告書(様式第3号)

(3) 町長が必要と認める事業区域の図面

(4) 申請書等の写し、許可書等の写し、その他の太陽光発電施設事業の実施に必要な関係法令等による許認可等の手続状況を明らかにする書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとする場合、事前協議変更申出書

(様式第4号)に同項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて町長に提出し、協議するものとする。

- 3 町長は、前2項の協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第5号)を事業者へ通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、事前協議書の提出前に、地域住民等に対する説明会を開催し、事業計画及び内容を明らかにするものとする。

- 2 前条第2項の規定により変更する内容についても、事前協議変更申出書を提出する前に説明会を開催し、地域住民等に対して説明するものとする。ただし、町長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 3 説明会において、地域住民等から意見や要望があった場合、書面を交付する等誠意をもって対応し、合意形成に努めるものとする。

(関係法令等に基づく手続等)

第8条 事業者は、太陽光発電施設事業の計画を立てる際、関係法令等を遵守し、関係機関と事前に相談し、協議その他必要な手続を行うものとする。

(太陽光発電施設事業の実施に当たり遵守すべき事項)

第9条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全、並びに町民の安全及び安心を確保するため、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 地域住民等と協調を保つこと。
- (2) 土砂災害のおそれがある地域で事業を行う場合、安全上適切な措置を講じること。
- (3) 雨水の適切な排水を図るため、排水路の改修や調整池の設置等の適切な措置を講じること。
- (4) 雨水等による土砂や汚泥の流出を防止する対策を講じること。
- (5) 周囲の景観を損なわないよう、自然環境と調和させること。
- (6) 第三者が容易に立ち入れないように柵や塀を設置すること。
- (7) 緊急連絡対応のため、事業者の名称や連絡先を記載した看板を設置すること。
- (8) 除草剤等の薬剤使用時は、周辺環境に配慮すること。
- (9) 工事による騒音や振動、反射光による周辺への影響を防止するための措置を講じること。

(10) 工事車両の通行や施工に際して、安全を確保し、道路破損等が生じた場合は復旧を行うこと。

(11) 災害発生時には、太陽光発電施設の安全を確認し、必要な対策を講じること。

(12) 異常や破損が発生した場合は、速やかに地域住民等に連絡し、適切な対応を行うこと。

(13) 苦情等が発生した場合、迅速かつ誠実に対応すること。

(報告)

第10条 町長は、必要に応じて事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(補足)

第11条 本ガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 本ガイドラインは社会情勢の変化に応じて、随時見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条から第8条までの手続その他の行為は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

3 第6条から第8条までの規定は、施行日前に着手した太陽光発電施設事業には適用しない。

4 施行日から60日以内に着手する事業に関しては、第6条第1項の規定を「速やかに」とする。